

10 / 27 (金) の行事

報道発表資料の配付日時 10月25日 (水) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第1回富良野保健医療福祉圏域連携推進会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>富良野地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、第1回富良野保健医療福祉圏域連携推進会議を次のとおり開催します。</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)10月27日(金) 18:00~19:30</p> <p>2 場所 富良野保健所2階会議室</p> <p>3 出席者(予定) (委員所属団体) 富良野市社会福祉協議会等保健医療福祉サービス受益団体、郡市医師会等サービス提供団体、富良野市ほか4町村、学識経験者 ほか 委員総数 13名 (事務局) 道: 富良野地域保健室長、次長、企画総務課長、健康推進課長 ほか</p> <p>4 主な議題 (1) 次期「北海道医療計画」について (2) 「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」について (3) 次期「北海道感染症予防計画」について (4) 富良野圏域地域推進方針の進捗状況について (5) 富良野圏域健康づくり行動計画の推進について</p>		
参考	「富良野保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」は、別添のとおりです。		

報道(取材)に当たってのお願い	資料については、当日、会場で配布します。積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道上川総合振興局富良野地域保健室(北海道富良野保健所) 企画総務課 (担当者: 企画総務課長 鎌田 淳) TEL ダイヤルイン 0167-23-3161		
-------------	--	--	--

富良野保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、富良野保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組 織)

第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから上川総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
 - (2) 保健医療福祉サービスの提供者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。
- 4 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会委員をもって組織する。

(事務局)

第6条 事務局は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室企画総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月14日から施行する。ただし、現に委員にある者の取扱いについては、特段の事情がある場合を除き、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書きの場合において、「座長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。